

月刊 労運研レポート 号外

2020年2月10日

<特集> 「最賃活動家」養成講座初級編

「最賃活動家」がなぜ必要なのか	河添 誠	2P
生協労連の取り組み	渡辺 利賀	3P
わたらせユニオンの取り組み	嶋田 泰治	4P
質疑討論		5P
<資料>		
最低賃金闘争アピール		8P
2019年度地域別最低賃金改定状況		9P
20春闘における最低賃金に関する各労働団体の方針・要求		11P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

「最賃活動家」養成講座初級編

「最賃活動家」(Minimum Wage Activist)になろう!と「最賃活動家」養成講座初級編が、2月3日、東京都港区で開かれました。講座を主催したのは最低賃金大幅引上げキャンペーン委員会。非正規労働者や地区労活動家など新しいメンバーも参加しました。

司会の武田さんが「最低賃金引き上げの運動をさらに広げるためには最賃闘争の活動家を養成する必要があると考えました。また、ホームページに最低賃金のことを勉強できるコンテンツをつくっていきたいと思っています。どうしたら最賃闘争の理解が深まるのか、現場で出された疑問にどう答えたらよいか、議論していききたい」とあいさつしました。

講座は、最低賃金大幅引上げキャンペーン委員会の河添さん、生協労連の渡辺さん、わたらせユニオンの嶋田さんが発言し、そのご質疑討論が行われました。(文責：編集部)

河添＝「最賃活動家」がなぜ必要なのか

「最低賃金闘争アピール」が私たちの方向性を集約的に書いています。(資料1)

現在の社会は、1%の富裕層と99%の貧困層といわれるように格差が拡大しています。ほんの一握りの中間層は富裕層になれたかもしれませんが、ほとんどの中間層は貧困層になってしまったか、なりつつあります。「分厚い中間層」をどう再建するかが世界的な課題であり、民主主義の問題でもあります。



貧困の問題は、貧困層の問題ではなく、中間層の崩壊の問題です。労働運動全体としてこの状況にどう立ち向かうのかと問題を立てるべきだと思います。はっきり言えることは、低所得層の底上げです。未組織の労働者が立ち上がって闘うべきだといっても、賃金は上がりません。貧困層の「底支え」と中間層の賃上げを同時に闘う、組織されていない労働者も含めての賃上げをやるしかない。最低賃金の大幅引き上げを掲げながら、未組織労働者を巻き込んでいく、共に運動をつくっていくことです。

アメリカや韓国の組織率は10%程度ですが、組織されていない労働者と一緒に最賃闘争をやっています。アメリカの最賃は連邦で7.25ドルですが、州や市の議会で最賃を決めることができます。アメリカは産業が空洞化し、残った産業はサービス業で、移民労働者が低賃金で働いています。「ファイト・フォー・15ドル」の運動は、マクドナルドなどファストフードを攻めたわけですが、重要なことは、組織された労働組合が、未組織の労働者と一緒に、企業を攻めながら、地域を巻き込みながら最低賃金を引き上げることです。韓国は、日本と同じように審議会方式ですが、様々なデモ、集会、ゼネストをやりながら、最低賃金の大幅引き上げを勝ち取っています。職場と地域が最賃闘争の現場と考える必要があります。

最低賃金の現状と問題点は、ひとつは、水準の低さです。地域別最賃を高い方から並べてみました。(資料2) 外国とも比較をしてみました。外国はほとんど全国一律制です。全国平均901円とありますが、加重平均ですから平均以上の都道府県は、東京、神奈川、大阪、

埼玉、愛知、千葉、京都だけです。福島以下 17 県は韓国の最賃を下回っています。二番目は、地方間格差が大きく、拡大していることです。三番目は、公開度が低く、当事者が参加できないことです。四番目は、長時間労働をせざるをえなく、ダブルワークの要因になっていることです。

労働運動における最賃闘争の問題点は、ひとつは、審議会まかせであったことです。審議会への公開要求や参加要求も必ずしも強くありません。二番目は、最賃引き上げを賃金闘争としてたたかっていない。職場の賃金と地域別最賃との関係を考えていないことです。かつては賃金の底の最低賃金をつくることと賃上げ闘争はセットでした。高度成長で賃金が上がっていくと、主たる生計者の賃金は最低賃金から切り離されて、最賃は家計補助的な主婦パート・学生アルバイトの賃金という位置づけになり、労働運動の課題として最低賃金がまったく意識されていないようになってしまいました。最近になって、主たる生計者の非正規労働者が増えて、最賃が課題となってきたわけです。職場の賃上げ闘争に最低賃金を意識することを復活させることが必要です。

最低賃金大幅引き上げ闘争の具体化ですが、地域での闘いと職場での闘いがあります。地域での闘いは、中央・地方の最低賃金審議会への働きかけやコンビニ攻めなどです。職場での闘いですが、連合が「企業内最低賃金」の締結をいい始めていて、連合の 59.2%の組合が締結しています。今年 1100 円の要求です。(資料 3) 「企業内最低賃金」を締結する運動は重要です。そのためには、まず、自分の賃金の時給を計算することです。月給の場合は、月々決められて支払われる賃金ということになりますが、月間所定労働時間で割って時給を求めます。詳しくは厚生労働省のホームページを見てください。時給 1500 円で年間労働時間を 1800 時間(月間労働時間 150 時間)で計算すると、年収 270 万円です。最低でも年収 270 万円に届くように要求額を設定することです。「企業内最低賃金」の範囲は、できる限り職場に出入りしているすべての労働者について要求すべきだと思います。今後は、「企業内最低賃金」の定義と要求内容について、さらに詰める必要があると思います。

職場と地域を結んだ最賃闘争が重要になっています。

渡辺 = 生協労連の取り組み



生協労連では、毎年春闘時に「最賃闘争パンフレット」をつくって、職場の皆さんに配っています。生協労連は組合員が 65,000 人ほどいますが、非正規労働者は 7 割、4 万人ほどいます。生協の職場は北海道から沖縄までありますが、採用時給が地域別最低賃金というところが多くなっています。生協労連は、最賃の引上げと組織拡大を重点課題として取り組んでいます。

簡単に「最賃闘争パンフレット」を説明します。はじめに 2019 年度の地域別最低賃金の一覧表です。最低賃金の地域間格差が 13 年間で 109 円から 223 円に拡大したグラフを載せています。生協の職場は人手不足ですが、子どもたちが都会の大学に行ったらもう戻ってこない。地域の活性のためにも地域間格差をなくすことが必要です。最賃の運動が政治を動かすというところですが、自民党にも全国一律を求める議員連盟ができたことを紹介し、この機を逃さず大きく運動しようとしています。最低賃金の引き上げがなぜ

必要なかというところですが、全労連の最低生計費調査（25歳単身）でも、東京都北区1,664円、佐賀市1,606円など主な市の最低生計費を載せています。地方は物価が安いといわれていますが、通勤に自動車は必需品なので、都会と比べても低いわけではない。全国どこでも変わらない生計費なので時給1500円は必要としています。次は、最賃が上がれば経済の好循環をもたらすという説明です。そしてすべての単組で時給1000円以上の実現しようと生協労連内最賃1000円を打ち出し、さらに時給1500円をめざそうとしています。

パンフには「ホントに1000円以上の要求ができるの？」とQ&Aを設けています。「いま790円なのに200円以上の要求は無理」とか「うちの生協は経営が苦しいから、とても要求できない」とかいう質問に「採用時給は上がるのに長年働いている人の時給は何年も上がっていません。人員体制は薄いために休みもとれません。時給はもっと高くてもいいはずです」「なぜ1000円にできないか経営者に説明させる」などと答えています。「年収が課税最低限度の103円を超えたら困る」という質問に「扶養家族ではなく、一人ひとりが自立してくらせるという自立化の視点から103万円にとらわれない働き方をめざして、基礎控除の大幅引き上げなど税制改革に取り組んでいきます」としています。

リクルートジョブズの調査によると2019年10月のパート・アルバイトの採用時給は全国平均1074円です。人手不足解消には時給を引き上げる必要があります。時給労働者の時給大幅引き上げ、最低賃金大幅引き上げを社会的運動と一体になって闘うことを訴えています。

「全国一律最賃制を実現させよう」という紙芝居をつくりましたので披露します。（編注：東京と静岡と鹿児島のパート仲間3人がそれぞれの地域別最賃でランチを食べるという話です。その他のバージョンもあるそうです。）

嶋田＝わたらせユニオンの取り組み

わたらせユニオンが最賃に取り組み始めたのは2007年からです。そのきっかけは、前年にNHKでワーキング・プアに関するドキュメンタリー番組があったこと、最低賃金に張り付いた外国人技能実習生からの相談があったこと、佐野地区労の加盟組合の中には状況が悪くて賃上げ要求もできない組合が出てきたことなどです。

栃木では、生協労連の栃木コープ労組が地方最賃審議会に対する意見書提出や傍聴に取り組んでいて、4年前ぐらいから労働局前で一緒に最低賃金引き上げの横断幕を掲げてスタンディングに取り組んでいます。

栃木県の南に渡良瀬遊水池というところがあるのですが、そこは栃木、群馬、茨城、埼玉の県境なので、県境キャンペーンを行うのにちょうどいい場所です。わたらせユニオンは、10月になると、各県の最低賃金を書いた看板を掲げてアピールしています。

審議会に対する取り組みですが、2007年に私たちが最賃に取り組んだ時には傍聴席が6席でした。これが埋まらない。いまは傍聴席を8席に増やさせました。以前は傍聴者には資料が配られなかったので「公開だといいながら傍聴席に資料を配らないのはどうしてか」と文句をいったら、配られるようになりました。意見書は2007年から出していたのですが、4年前から意見陳述が認められるようになりました。栃木コープ労組とわたらせユニオンの2団体が陳述しています。1団体5分と制限されていますが、実際には10分から15分ぐらい



しゃべっています。栃木では本審議会は公開するのですが、金額を議論する肝心の小委員会は非公開です。最賃法では答申が出てから 14 日以内に異議申出ができることになっているのですが、意見書がどう扱われたのか、小委員会でどのような議論があったのか分からないまま異議申出をせざるをえないのです。私たちの意見が通らなかったから不当だとしかいえない。議事要録でも良いから答申後にすぐ出せとっています。

地域別最賃が 10 月から改訂されますが、周知のための街頭宣伝、県境キャンペーン、コンビニやスーパーを回って違反があれば店長に改善を求める行動をしています。

コンビニに対する取り組みを報告します。アメリカではファストフードですが、日本ではコンビニが最低賃金ではないかと思いき、2015 年からコンビニ本社に対して時給を 1000 円以上にしろ 1500 円を目指せと要求してきました。コンビニはフランチャイズがほとんどですので、チャージ料やロイヤリティを下げると申し入れています。地域の求人情報を見ているのですが、コンビニ労働者の賃金は下から一番目か二番目です。コンビニ弁当をつくっているのは外国人労働者、配送は中小運送業者というように、日本の低賃金労働者の縮図がコンビニにはあります。

特定最賃については、事業主が特定最賃の事業場であることを労働者に周知する義務がありますが、これはほとんどやっていない。労働局に周知の指導をしろと申し入れています。特定最賃が指定されていても労働者は知らないという盲点になっています。

職場では、署名や学習会をして、地域では最賃大幅引き上げの運動が見えるようにしようと取り組んでいます。

< 質疑討論 >

- 神奈川では労働局に議事録を公開するように要求したところ、本審議会だけですが労働局のホームページで公開されるようになりました。神奈川県共闘と神奈川労連と一緒にあってファイト・フォー・1500 という運動を行っています。ダンプカーデモや審議会開催日の座り込みなどを行っています。非正規労働者の 8 割が女性で、その半分が扶養家族の範囲で働いています。103 万円の壁は深刻で、週 3 日働いていた人が週 2 日しか働かなくなった。社会保険料を国が負担するなどの制度要求も考えないといけないと思います。
- 時給 1500 円の要求だと月 150 時間労働で月額 225,000 円になる。いまの企業内最低賃金が 168,000 円なので、職場で議論すると 57,000 円の賃上げは高すぎるとなってしまう。日本の労働者のうち年功型賃金がしっかり残っているのは 10% ぐらいでしょう。組織労働者は、自分の賃金が年功型だから、ほとんどの労働者が最低賃金に近いところで働いていることに気づいていない。地方の疲弊は低賃金が原因で、都市に若者が出ていかないように全国一律最賃制にしないでほしいといっていますが、なかなか理解がもらえない。
- 最低賃金の引き上げが大事だと理屈では分かっていても、パートからは一時金が出たら困る、正社員からはベースアップは困るという意見が出てくる。でも、夫婦とも非正規労働者とかシングルマザーが増えてきていて、その人たちを放っておいていいのという議論になる。もっと働きたいという人は沢山いるので賃上げの要求は強いです。
- 103 万円の次の壁は 130 万円だから、103 万円超えたら思い切って 130 万円まで働こう、130 万円超えたら 160、180 万円まで働いたらとアドバイスしています。いまは人手不足

ですから企業の側も労働時間を延長することを許容しています。

- 属人的な手当は減ってきてますが、夫に 103 万円をこえるなどいわれる人が結構います。
- 日本の税制や社会保障制度は主たる生計者を軸とした世帯単位の考え方で制度設計されているので、それを前提に最賃を議論すると袋小路に入ってしまう。中長期的には、働く人はすべて社会保険に入って税金を払うという個人単位にしなければいけない。短時間労働者を雇えば企業が得する構造にはメスを入れないといけない。
- 貧乏人から税金を取らないように基礎控除を大幅に引き上げる必要がある。
- 4 月から公務員の会計年度任用職員が導入されますが、賃金を引き上げないと地域別最賃に引っかかる。自治体非常勤職員の基本給を下げる動きがあるので、しっかりチェックする必要がある。非常勤職員の相談を受ける体制を整える必要があると思います。
- 郵政の時給制社員で働いています。採用されたときの時給は 1000 円でしたが、14 年経って 1360 円になりました。360 円の内訳は、基礎評価のアップが 10 円、資格給が 6 段階評価ですが最高ランクが 180 円です。1190 円で 6 年ぐらいやってきました。時給制社員の賃上げは一回だけ 10 円上がりました。地域別最賃は毎年 20 円前後上がってきて、2013 年に追いつかれて、それ以降、郵政の場合は 1 円の端数を切り上げることになっていますので、毎年 20 円、30 円上がっています。時給制社員は 10 月から時間給が上がりますが、地域別最賃が上がったから時給が上がったことを知らない人が多くて、みんな会社に感謝しています。その人たちが最賃引き上げ闘争にどう立ち上がらせるのか悩んでいます。
- 今、黒字でもリストラする会社が出てきて、中間層のほんの一部の人は上に上がれるかもしれないが、ほとんどの人が没落していく社会で、最低賃金で暮らせる社会をつくることは本当に大事になっていると思います。
- 最賃キャンペーンで何をしたら良いか。組織労働者は、非正規労働者は、どこをターゲットに何をしたら良いのかが見えない。
- 組織労働者は企業内最賃を方針化することだと思います。年功型賃金の場合はベースを上げたらカーブの上の方はどうするのか、非正規の人を企業内最賃の対象にするのか、という議論をした方がいいと思います。それとリンクして地域での運動を結合させていくことを本気でやるようにみんなと始めたい。
- 具体的にどのような行動をするのか。
- どの労働組合も「格差と貧困をなくそう」



というのが、実際は何もしていない。それはなぜか。どうすれば変えられるか。数年前にレイバーノーツの大会に参加した時、組合の活動家が「オキュパイ闘争は私たちに階級闘争を思い起してくれた」といっていました。オキュパイ闘争は中間層から落ちこぼれた人の運動から始まったもので、格差の問題を突きつけた。AFL-CIO はそれを支援した。日本の「年越し派遣村」は、派遣切りと寮からの追い出しというところから始まった。最賃闘争も社会にインパクトを与える社会運動的発想がないといけないと思う。

- 日本の場合、教育費、住宅費にお金がかかるので、年齢カーブを描いた賃金が必要になる。今年の春闘で経団連は年功型賃金を見直すといっている。年功型賃金の労働者は10%ぐらいだから関係ないといっても、いまでもそこが割れているのに、底がないまま年功型賃金が崩されたら社会制度も含めて大変なことになる。企業内ではなく社会的に底支える運動をつくらなければならない。労働運動としては最賃闘争だと思う。
- 最賃闘争が重要だという方針を掲げるが、職場でどう闘うか、具体的な運動が見えない。経験もなければ、議論もしない。キャンペーン委員会はナショナルセンターでないので、「これをしろ、あれをしろ」とはいえないが、ここで出されている議論を職場で議論して何ができるか考えることが重要だと思う。まず、最賃闘争が重要だと本気で思う「最賃活動家」をつくることが出発だと思う。春闘が崩されても、どうやって闘いをつくるかと考える活動家がいることです。
- 我々が目指す賃金水準は、生活保護の上に最低賃金があって、その上に技能をプラスした産業別・職種別の賃金がある。同一労働同一賃金を実現するなら社会制度との関係を見ながら、生活の観点からバランスがとれた年齢カーブをどうするかのことだと思う。最賃闘争は、社会と自分の生活との関係をみることだと思う。今までの労働運動は、製造業の男性正社員をモデルに企業内で賃上げをしてきたわけだが、いまや労働者の4人に3人は、もともと年功型賃金でなかったサービス業に従事している。そのなかでの賃金闘争を考えていかなければいけない。
- 「8時間働けば暮らせる社会の実現を」をスローガンにしていますが、最低賃金の大幅アップしかない。最賃大幅引き上げを一大キャンペーンにして、社会的運動として認知されるようにしなければいけない。コンビニの閉鎖に伴って運送労働者が30数人解雇される。コンビニ労働者の賃金は地域で最低。これらの労働者の雇用を守り、賃金を上げることが、社会的にも労働条件の引き上げにつながると思う。個別闘争としてやっても効果がない。最賃すれすれの人が力を合わせて賃上げを闘う社会的な流れをつくっていく必要がある。
- 1500円という数字は15ドルキャンペーンから横持ちしてきたただけだけど、よく考えたら実態にフィットしていた。最低生計費調査は単身で月23~24万円、金融庁の年金生活者調査は夫婦で月26万円は必要といっている。連合は「いますぐ1100円、めざすは1700円」といっているわけです。自信をもって1500円を要求すべきだと思う。
- 悩みや課題が出されましたが、「最賃活動家」養成講座で引き続き議論していくことにして、最低賃金大幅引き上げキャンペーンの存在をまず知ってもらい、運動を広げていきたいと思います。
- 的確に情勢分析して行動することも重要ですが、情勢の動きが速いので、動きながら考えるしかない。最賃闘争が重要なテーマであり、社会的に求められているのに、労働運動が十分に応えていないのが今の局面です。私たちが先陣切ってやるんだと努力していきたい。その上でどのような労働運動を展開していくのか議論を積み重ねていく必要があると思います。本気でやる姿勢を維持していきましょう。

<資料 1 >

最低賃金闘争アピール

2020年の春闘は、最低賃金引上げが重要な闘争課題となる春闘である。

今までの春闘は、「賃金をいくら引き上げるか」が中心的な課題であったが、今年の春闘は、格差を是正するとともに、「賃金はいくらであるべきか」が中心的な課題となる春闘である。すなわち「賃金の絶対額」を重視する春闘の本格的な始まりといえる。もちろん、労働団体、産別組織によって、その位置づけやアプローチの方法に違いはあるが、共通していえることは、最低賃金の大幅引上げが必要なことである。なぜなら、最低賃金は、賃金制度の土台であり、人間が人間らしく社会生活をおくる最低限の所得保障である。

日本には 2100 万人を超える非正規労働者が存在し、約 1600 万人が年収 200 万円未満のワーキング・プアといわれている。地域別最低賃金は、水準が低いばかりでなく、地域間格差が拡大し、低賃金で働く労働者の声が反映できない密室審議会で決められている。

AI（人工知能）など科学技術の発展は、労働者の雇用を奪い、社会の格差をさらに増大させるといわれている。経団連は「脱・日本型雇用システム」を掲げ、新卒一括採用、長期・終身雇用、年功型賃金を見直そうとしている。そして、安倍政権は「全世代型社会保障」を社会労働政策の重点に据えている。いまこそ、社会の「底支え」を強固にしなければ、貧困と格差がさらに拡大することは明らかである。

最低賃金大幅引上げキャンペーン委員会は、世界的に呼びかけられた「ファイト・フォー・15 ドル」に呼応して、最低賃金問題に取り組んできた労働組合が、2016年にナショナルセンターを超えて結集した共闘ネットワークである。「最低賃金時給 1500 円をめざして、いままぐどこでも時給 1000 円に」をスローガンに活動してきた。2020 春闘にあたって、最低賃金の大幅引上げと地域間格差の解消をめざして、多くの労働組合が企業を超えた共闘をつくり、非正規労働者とともに次の取り組みを行うことを訴える。

- 1 「最低賃金時給 1500 円、全国一律制の確立」を掲げて、職場討議、学習会を積み上げ、「最賃活動家」を養成すること。
- 2 企業内最低賃金、産業別（職種別）最低賃金の引き上げを行うこと。
- 3 公契約条例制定や地域最賃条例（仮称）制定など、地域における実効ある最低賃金の制度づくりを行うこと。
- 4 中央・地方最低賃金審議会に低賃金で働く労働者の声が反映できるように働きかけること。
- 5 労働 NPO、市民団体とも連携し、社会的な運動として展開すること。

2020年2月

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

<資料2>

2019年度地域別最低賃金改定状況

(河添作成)

都道府県名 最低賃金時間額【円】 発効年月日

- アメリカで実現しつつある時給 15 ドル (約 1632 円)
- オーストラリアの最低賃金 (全国一律) 時給 19.49 オーストラリアドル (約 1456 円)
ただし、不安定雇用は 25% 増し。24.36 オーストラリアドル (約 1819 円)
- フランスの最低賃金 (全国一律) 時給 10.03 ユーロ (約 1213 円)
- イギリスの最低賃金 (全国一律) 時給 8.21 ポンド (約 1149 円)
- ドイツの最低賃金 (全国一律) (2020 年 1 月から) 時給 9.35 ユーロ (約 1131 円)

東 京	1,013	(985)	令和元年 10 月 1 日
神奈川	1,011	(983)	令和元年 10 月 1 日
大 阪	964	(936)	令和元年 10 月 1 日
埼 玉	926	(898)	令和元年 10 月 1 日
愛 知	926	(898)	令和元年 10 月 1 日
千 葉	923	(895)	令和元年 10 月 1 日
京 都	909	(882)	令和元年 10 月 1 日

———全国加重平均 901 円———

兵 庫	899	(871)	令和元年 10 月 1 日
静 岡	885	(858)	令和元年 10 月 4 日
三 重	873	(846)	令和元年 10 月 1 日
広 島	871	(844)	令和元年 10 月 1 日
滋 賀	866	(839)	令和元年 10 月 3 日
北海道	861	(835)	令和元年 10 月 3 日
栃 木	853	(826)	令和元年 10 月 1 日
岐 阜	851	(825)	令和元年 10 月 1 日
茨 城	849	(822)	令和元年 10 月 1 日
富 山	848	(821)	令和元年 10 月 1 日
長 野	848	(821)	令和元年 10 月 4 日
福 岡	841	(814)	令和元年 10 月 1 日
山 梨	837	(810)	令和元年 10 月 1 日
奈 良	837	(811)	令和元年 10 月 5 日

群馬	835	(809)	令和元年 10 月 6 日
岡山	833	(807)	令和元年 10 月 2 日
石川	832	(806)	令和元年 10 月 2 日
新潟	830	(803)	令和元年 10 月 6 日
和歌山	830	(803)	令和元年 10 月 1 日
福井	829	(803)	令和元年 10 月 4 日
山口	829	(802)	令和元年 10 月 5 日
宮城	824	(798)	令和元年 10 月 1 日
香川	818	(792)	令和元年 10 月 1 日

———韓国の最低賃金（全国一律）（2020 年 1 月から）8590 ウォン（約 800 円）

福島	798	(772)	令和元年 10 月 1 日
徳島	793	(766)	令和元年 10 月 1 日
青森	790	(762)	令和元年 10 月 4 日
岩手	790	(762)	令和元年 10 月 4 日
秋田	790	(762)	令和元年 10 月 3 日
山形	790	(763)	令和元年 10 月 1 日
鳥取	790	(762)	令和元年 10 月 5 日
島根	790	(764)	令和元年 10 月 1 日
愛媛	790	(764)	令和元年 10 月 1 日
高知	790	(762)	令和元年 10 月 5 日
佐賀	790	(762)	令和元年 10 月 4 日
長崎	790	(762)	令和元年 10 月 3 日
熊本	790	(762)	令和元年 10 月 1 日
大分	790	(762)	令和元年 10 月 1 日
宮崎	790	(762)	令和元年 10 月 4 日
鹿児島	790	(761)	令和元年 10 月 3 日
沖縄	790	(762)	令和元年 10 月 3 日

———アメリカ連邦最低賃金時給 7.25 ドル（約 789 円）

全国加重平均額 901 (874) —

※括弧書きは、平成 30 年度地域別最低賃金

<資料3>

20 春闘における最低賃金に関する各労働団体の方針・要求比較

(最低賃金大幅引上げキャンペーン委員会事務局作成)

	連 合	国民春闘共闘（全労連系）	けんり春闘（全労協系）
スローガン	私たちが未来を変える！ すべての労働者の「底上げ」「底支え」「格差是正」と働き方の見直しで！	実現しよう 大幅賃上げ、 全国一律最賃制度、均等待遇、消費税減税 許すな 安倍 9 条改憲、社会保障破壊 職場と地域で共同を助け、 未来を切り拓こう	労働を！生活を！そして社会を変えていく 20 春闘を！ 8 時間働けば生活できる賃金を！ 8 時間働けば暮らせる社会を！
賃上げ要求	2%程度、定期昇給分（定昇維持相当分）含め 4% 程度 中小企業は総額 10,500 円以上	月額 25,000 円以上 （8.4%）*1 時間額 150 円以上	月額 20,000 円以上 （7%）*2 時給 150 円以上
目標水準	35 歳（勤続 17 年相当） 287,000 円*3 30 歳（勤続 12 年相当） 256,000 円 雇用形態間格差是正水準は、勤続 17 年相当で時給 1700 円、月給 280,500 円以上となる制度設計をめざす*4		
最低到達水準	35 歳（勤続 17 年相当） 258,000 円*5 30 歳（勤続 12 年相当） 235,000 円		どこでも誰でも月額 25 万円以上、時給 1500 円以上の最低賃金保障*6
企業内最賃*7	1100 円以上*8	1500 円以上をめざす*9	
18 歳高卒 初任給	174,600 円*10		
地方における 格差是正	連合リビングウェイジをクリアする 各県の地域ミニマム第 1 十分位以下をなくす		
地域別最賃		1500 円以上、全国一律最賃制*11	1500 円以上、全国一律最賃制

- *1 実質賃金低下分の 4.4%に定昇相当分の約 2%と消費増税分 2%を加えた 8.4%
- *2 生活向上 3%、消費税アップ 2%、物価上昇分 2%=7%
- *3 賃金センサス・フルタイム労働者の平均的な所定内賃金を参考に算出
- *4 賃金センサスのフルタイム労働者の平均的な所定内賃金の平均値 $290,600 \div 165$ 時間(月間労働時間数 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均) = 時給 1761 円であること、有期・短期間・契約等の雇用形態で働く者の処遇改善が急務であること、将来的に賃金センサスのフルタイム労働者の平均的な所定内賃金をめざすことが望ましいとしたことなどを総合勘案
- *5 30 歳 235,000 円は、時給 1100 円 \times 165 時間(月間労働時間数 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均) = 181,500 円に、1 年・1 歳差 4500 円(賃金カーブ維持相当分(連合加盟組合の平均)とし、30 歳を勤続 12 年相当($4500 \text{ 円} \times 12 \text{ 年} = 54,000 \text{ 円}$)、35 歳を 17 年相当($4500 \text{ 円} \times 17 \text{ 年} = 76,500 \text{ 円}$)とした金額を加え、千円単位にしたもの
- *6 年収 300 万円を保障するために月額 25 万円が必要
- *7 連合は「有期・短時間・契約等で働く者の労働条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、企業内のすべての労働者を対象」としている。
- *8 2017 連合リビングウェイジ(単身者時給 1045 円)および 2017 年賃金センサス高卒初任給(時給 982 円)を総合勘案し算出
- *9 最低生計費試算調査等の結果からも、全国どこでも月額 22~23 万円程度が必要であり、月 150 時間で換算すると、時間で 1500 円程度の賃金が必要
- *10 参考目標値。連合「2019 年労働条件調査」速報値より、主要組合の高卒初任給の平均額に 2%分を上乗せした額
- *11 全労連は通常国会に最低賃金法改正案を提出することを予定している。